

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 17 条第 1 項の規定に基づき、所沢都市計画緑地 都・緑・04 号かみの山の変更についての理由を示したものです。

I 緑地の概要

土地区画整理事業を基本とするまちづくり事業に伴い、まとまりのあるみどりを保全できることから、令和 3 年 2 月 22 日付けで所沢都市計画緑地に追加した都・緑・04 かみの山について、更なるみどりの保全を図るため、緑地の区域を変更するものです。

II 都市計画の必要性

みどりの基本計画において、北秋津周辺保全配慮地区に指定され、みどりの保全に努めるとしており、土地区画整理事業を基本とする街づくり事業の具体化に伴い、まとまりのあるみどりを計画的に保全するため、軽易な変更を行うものです。

III 上位計画での位置づけ

第 6 次所沢市総合計画では、都市公園の整備面積を平成 29 年度の 141.19ha から令和 6 年度末までに 148.02ha とする目標を挙げています。

また、都市計画マスタープランにおいては、柳瀬川段丘崖周辺など、みどりの保全を図ることとしています。

IV 関連する都市計画

地区計画